

八王子市立学校への区域外就学の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）に基づく区域外就学の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(区域外就学願の届出)

第2条 八王子市以外の区市町村に住所を有する児童・生徒を、八王子市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に就学させようとする場合には、その保護者は、区域外就学願に必要な書類を添えて八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(審査)

第3条 教育委員会は、前条に規定した区域外就学願を受理したときは、速やかに当該書類を審査するものとする。

(承諾・不承諾)

第4条 教育委員会は、前条の審査の結果、第2条の規定による区域外就学願における事由が、別表に該当すると認められるものについては、区域外就学を承諾し、また、別表に該当しないと認められるものについては、区域外就学を不承諾とすることとする。

2 教育委員会は、前項の承諾を与えようとする場合には、あらかじめ、児童・生徒の住所の存する区市町村の教育委員会に区域外就学に関する協議をするものとする。

(承諾又は不承諾の通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により区域外就学を承諾したときは、速やかに当該保護者に対し区域外就学承諾書を交付するとともに、当該学校長に対し区域外就学承諾通知書を交付するものとする。また、区域外就学を不承諾としたときは、速やかに当該保護者に対し区域外就学不承諾通知書を交付するものとする。

(承諾の取消)

第6条 教育委員会は、第4条による区域外就学承諾後に、第2条に基づく保護者の申請内容が事実と相違していると認められるとき又は申請事由が変更若しくは消滅したと認められるときは、承諾を取り消すことができる。

(区域外就学の届出)

第7条 八王子市に住所を有し、八王子市立の小学校及び中学校以外の小学校又は中学校に就学することとなる児童・生徒の保護者は、就学することとなる小学校又は中学校が他の区市町村の設置するものであるときは当該区市町村の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校又は中学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、教育委員会に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に教育委員会が承諾している区域外就学については、この要綱の相当規定により行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

区域外就学承認基準

No.	区分	事由	対象学年	承認期間	備考
1	市外転出 小学生の学期途中転出	市外に転出するが、引き続き転出前の小学校に就学を希望する場合	小学校の全学年	最長で、転出時点の学年を終了するまで	通学距離・時間が長い場合は相談のうえ承認期間を決定する。
2	中学生の学期途中転出	市外に転出するが、引き続き転出前の中学校に就学を希望する場合	中学校の全学年	最長で、当該中学校を卒業するまで	通学距離・時間が長い場合は相談のうえ承認期間を決定する。
3	両親共働き	小学生で市外に居住しているが、両親共働き等で留守になるため、下校後の預かり先がある場合に、その預かり先のある八王子市内の学校に就学を希望する場合	小学校の全学年	当該小学校を卒業するまで	(添付書類) 在職証明書及び児童預かり申立書
4	市外一時転出	家の建て替え等のため、一時的に市外に転出するが概ね1年以内に再度転入することが確実なので、引き続き転出前の学校に就学を希望する場合	小学校・中学校の全学年	再度転入するまで	(添付書類) 建築請負契約書等
5	転入先付け	家の新築等で、概ね1年以内に市外より転入し居住することが確実なので、予め転入予定地の学区の学校に就学を希望する場合	小学校・中学校の全学年	転入予定地に居住するまで	(添付書類) 建築請負契約書等又は建物賃貸契約書等
6	身体的事由	病弱等により、通学・通院等の利便性を考慮する必要があると認められ、市外から通学することに必然性がある場合	小学校・中学校の全学年	身体的事由が解消するまで	(添付書類) 医師の診断書等
7	その他	上記以外で、特に市外より区域外就学をする相当の事由があると認められる場合	小学校・中学校の全学年	相当の事由が解消するまで	